

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例及び条例施行規則

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則
第一章 総則	
（目的） 第一条 この条例は、土砂等の埋立て等に関し、県、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者の責務を明らかにするとともに、必要な規制を行うことにより、土砂等の埋立て等の適正化を図り、もって土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の未然防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。	（趣旨） 第一条 この規則は、三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和元年三重県条例第二十六号。以下「土砂条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。
（定義） 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物、次号で定める改良土並びに第三号で定める再生土をいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物又は土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十六条第一項に規定する汚染土壌を除く。 二 改良土 土砂にセメント、石灰その他の改良材を混合し安定処理をした物をいう。 三 再生土 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物（建設工事に伴って発生した汚泥その他規則で定めるものに限る。）の脱水、混練その他規則で定める処理により生じた物であって土砂と同様の形状を有するものをいう。 四 埋立て等 土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をいう。 五 埋立て等区域 土砂等の埋立て等を行う土地の区域をいう。 六 土砂等を発生させる者 建設工事の発注者又は請負人であって、その建設工事に伴って土砂等を発生させるもの及び改良土又は再生土の製造者をいう。	（定義） 第二条 この規則の用語の意義は、土砂条例の定めるところによる。 （土砂条例第二条第三号の規則で定める産業廃棄物） 第三条 土砂条例第二条第三号の規則で定める産業廃棄物は、次の各号に掲げるものとする。 一 浄水汚泥 二 その他埋立て等に用いる再生土の原材料であって、知事が認める汚泥 （土砂条例第二条第三号の規則で定める処理） 第四条 土砂条例第二条第三号の規則で定める処理は、混合その他知事が認める処理とする。
（県の責務） 第三条 県は、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上支障が生ずるおそれのある土砂等の埋立て等が行われないよう必要な施策を推進するものとする。 2 県は、土砂等の埋立て等の適正化を推進する上で市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が土砂等の埋立て等に関する施策を実施しようとする場合には、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。	
（土砂等の埋立て等を行う者の責務） 第四条 土砂等の埋立て等を行う者は、その実施に当たっては、埋立て等区域の周辺地域の住民の理解を得るよう努めなければならない。 2 土砂等の埋立て等を行う者は、その実施に当たっては、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講ずる責務を有する。	

（土砂等を発生させる者の責務） 第五条 建設工事の発注者又は請負人は、その事業活動に伴って土砂等が発生する場合は、その発生を抑制し、当該発生した土砂等の有効な利用の促進に努めるとともに、当該土砂等の不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な処理に努めなければならない。 2 改良土又は再生土の製造者は、その製造した改良土又は再生土の不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な処理に努めなければならない。																					
（土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者の責務） 第六条 土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者は、当該所有する土地において不適正な土砂等の埋立て等が行われることのないよう適正な管理に努めなければならない。																					
第二章 土砂基準																					
第七条 埋立て等に使用される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準（以下「土砂基準」という。）は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて規則で定める。	（土砂基準） 第五条 土砂条例第七条の土砂基準は、別表第一の上欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準とする。 別表第一（第五条関係） <table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">基 準</th></tr><tr><th>土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量</th><th>土砂等に含まれる物質の量</th></tr><tr><td>カドミウム及びその化合物</td><td>検液一リットルにつきカドミウム〇・〇〇三ミリグラム以下であること。</td><td>土壌一キログラムにつきカドミウム四十五ミリグラム以下であること。</td></tr><tr><td>六価クロム化合物</td><td>検液一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム以下であること。</td><td>土壌一キログラムにつき六価クロム二百五十ミリグラム以下であること。</td></tr><tr><td>クロロエチレン</td><td>検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。</td><td>—</td></tr><tr><td>二クロロ四・六―ビス（エチルアミノ）―一・三・五―トリアジン（別表第四において「シマジン」という。）</td><td>検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。</td><td>—</td></tr><tr><td>シアン化合物</td><td>検液中にシアンが検出されないこと。</td><td>土壌一キログラムにつき遊離シアン五十ミリグラム以下で</td></tr></table>	項 目	基 準		土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量	土砂等に含まれる物質の量	カドミウム及びその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇〇三ミリグラム以下であること。	土壌一キログラムにつきカドミウム四十五ミリグラム以下であること。	六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム以下であること。	土壌一キログラムにつき六価クロム二百五十ミリグラム以下であること。	クロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。	—	二クロロ四・六―ビス（エチルアミノ）―一・三・五―トリアジン（別表第四において「シマジン」という。）	検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。	—	シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌一キログラムにつき遊離シアン五十ミリグラム以下で
項 目	基 準																				
	土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量	土砂等に含まれる物質の量																			
カドミウム及びその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇〇三ミリグラム以下であること。	土壌一キログラムにつきカドミウム四十五ミリグラム以下であること。																			
六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム以下であること。	土壌一キログラムにつき六価クロム二百五十ミリグラム以下であること。																			
クロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。	—																			
二クロロ四・六―ビス（エチルアミノ）―一・三・五―トリアジン（別表第四において「シマジン」という。）	検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。	—																			
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌一キログラムにつき遊離シアン五十ミリグラム以下で																			

			あること。	
	N・N－ジエチルチオカルバミン酸S－四－クロロベンジル（別表第四において「チオベンカルブ」という。）	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。	—	
	四塩化炭素	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。	—	
	一・二－ジクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下であること。	—	
	一・一－ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下であること。	—	
	一・二－ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下であること。	—	
	一・三－ジクロロプロペン	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。	—	
	ジクロロメタン	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。	—	
	水銀及びその化合物	検液一リットルにつき水銀〇・〇〇〇五ミリグラム以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	土壌一キログラムにつき水銀十五ミリグラム以下であること。	
	セレン及びその化合物	検液一リットルにつきセレン〇・〇一ミリグラム以下であること。	土壌一キログラムにつきセレン百五十ミリグラム以下であること。	
	テトラクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。	—	
	テトラメチルチウラムジスルフィド（別表第四において「チウラム」とい	検液一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下であること。	—	

	う。)			
	一・一・一一トリクロロエタン	検液一リットルにつき一ミリグラム以下であること。	—	
	一・一・二一トリクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下であること。	—	
	トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。	—	
	鉛及びその化合物	検液一リットルにつき鉛〇・〇一ミリグラム以下であること。	土壌一キログラムにつき鉛百五十ミリグラム以下であること。	
	砒素及びその化合物	検液一リットルにつき砒素〇・〇一ミリグラム以下であること。	土壌一キログラムにつき砒素百五十ミリグラム以下であること。	
	ふっ素及びその化合物	検液一リットルにつきふっ素〇・八ミリグラム以下であること。	土壌一キログラムにつきふっ素四千ミリグラム以下であること。	
	ベンゼン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。	—	
	ほう素及びその化合物	検液一リットルにつきほう素一ミリグラム以下であること。	土壌一キログラムにつきほう素四千ミリグラム以下であること。	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	—	
	有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。別表第四において同じ。)	検出されないこと。	—	
	備考 分析方法は、土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第六条第三項第四号及び同条第四項第二号に規定する環境大臣が定める方法とする。			
第三章 土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等				
第八条 何人も、土砂基準に適合しない土砂等を使用して土砂等の埋立て等を行ってはならない。ただし、次に掲げる土砂等の埋立て等については、この限りでない。 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の規定による許可、同法第九条第一項の規定に				

よる変更の許可若しくは同法第九条の三第一項の規定による届出に係る一般廃棄物の最終処分場において行う土砂等の埋立て等又は同法第十五条第一項の規定による許可若しくは同法第十五条の二の六第一項の規定による変更の許可に係る産業廃棄物の最終処分場において行う土砂等の埋立て等 二 土壌汚染対策法第二十二条第一項の規定による許可又は同法第二十三条第一項の規定による変更の許可に係る汚染土壌処理施設において行う土砂等の埋立て等 2 知事は、土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等（前項ただし書に該当するものを除く。次項において同じ。）が行われているおそれがあると認めるときは、当該埋立て等を行っている者に対し、直ちに当該埋立て等を停止し、又は現状を保全するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 知事は、土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等が行われたことを確認したときは、当該埋立て等を行った者（当該埋立て等を行った者に対し、当該埋立て等を要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該埋立て等を行った者が当該埋立て等をするのを助けた者があるときは、その者を含む。）に対し、埋立て等をされた土砂等（当該埋立て等により土砂基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該埋立て等による土壌の汚染を除去するために必要な措置を講ずべきことを命ずるとともに、速やかに当該埋立て等区域の周辺地域の住民に情報を提供することができる。	
第四章 土砂等の埋立て等の許可等	
（土砂等の埋立て等の許可） 第九条 土砂等の埋立て等を行おうとする者は、埋立て等区域ごとに、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂等の埋立て等については、この限りでない。 一 埋立て等区域の面積（一団の土地の区域内に複数の埋立て等区域があるときにあっては、これらの区域の面積を合算した面積）が三千平方メートル未満である土砂等の埋立て等 二 土地の造成その他の事業の区域において行う土砂等の埋立て等であって当該事業の区域において採取された土砂等のみを用いて行うもの 三 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土砂等の埋立て等 四 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条又は砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条の規定により認可を受けた者が、当該認可に基づいて採取した土砂等を販売するために一時的に当該認可に係る場所において行う土砂等の埋立て等 五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の規定による許可若しくは同法第九条第一項の規定による変更の許可に係る一般廃棄物の最終処分場において行う土砂等の埋立て等又は同法第十五条第一項の規定による許可若しくは同法第十五条の二の六第一項の規定による変更の許可に係る産業廃棄物の最終処分場において行う土砂等の埋立て等 六 土壌汚染対策法第二十二条第一項の規定による許可又は同法第二十三条第一項の規定による変更の許可に係る汚染土壌処理施設において行う土砂等の埋立て等 <u>七 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事に伴う土砂等の埋立て等</u>	（土砂条例第九条第三号の規則で定める者） 第六条 土砂条例第九条第三号の規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。 一 土地改良区 二 土地改良区連合 三 土地区画整理組合 四 市街地再開発組合 五 日本下水道事業団 六 土地開発公社 七 中日本高速道路株式会社 八 独立行政法人水資源機構 九 前各号に掲げる者のほか、国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準じるものの二分の一以上を出資している法人であって、土砂等の埋立て等について、国又は地方公共団体と同等以上に災害を防止し、及び生活環境を保全することができる者として知事が公示して定めるもの （土砂条例第九条の許可を要しない法令等の処分による土砂等の埋立て等） 第七条 土砂条例 <u>第九条第八号</u> の規則で定める土砂等の埋立て等は、次の各号に掲げる処分によるものとする。 一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項（第二号を除く。）の許可 二 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十四条の承認（同条の道路に関する工事に係るもの

<u>八</u> 法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分による土砂等の埋立て等であって規則で定めるもの <u>九</u> 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等の埋立て等 <u>十</u> 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂等の埋立て等 <u>十一</u> <u>次条に規定する土砂等の埋立て等</u>	に限る。)又は同法第三十二条第一項若しくは同法第九十一条第一項の許可 三 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条第一項の認可又は同法第七十六条第一項の許可 四 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第五条第一項(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)又は第六条第一項(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の許可 五 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十六条(同法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。)の承認 六 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第二十条の承認又は同法第二十四条、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の許可 七 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項又は第二項の許可 八 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七条の九第一項の認可又は同法第六十六条第一項の許可 九 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第八条第一項若しくは第三十七条の五の許可又は同法第十三条第一項の承認 十 三重県港湾施設管理条例(昭和四十八年三重県条例第二十一号)第三条第一項の許可 十一 三重県宅地開発事業の基準に関する条例(昭和四十七年三重県条例第四十一号)第六条第一項の確認 十二 四日市港管理組合港湾施設条例(昭和四十一年条例第三号)第五条第一項の許可 (土砂条例第九条の許可を要しない土砂等の埋立て等) 第八条 土砂条例<u>第九条第十号</u>の規則で定める土砂等の埋立て等は、次に掲げるものとする。 一 コンクリート、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料及び製品としての土砂等のみを用いて行う土砂等の埋立て等 二 運動場、駐車場その他の施設の機能を維持するために行う土砂等の埋立て等 三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者が同項の公の施設の管理として行う土砂等の埋立て等 四 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項若しくは第十一条第一項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂等の埋立て等 五 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の免許に係る事業における土砂等の埋立て等 六 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第三条第一項の許可を受けた者が行う鉄道路線、停車場その他の鉄道整備における土砂等の埋立て等 七 三重県土採取規制条例(平成十三年三重県条例第八号)第四条の規定により認可を受けた者が、当該認可に基づいて採取した土砂等を一時的に当該認可に係る場所において行う土砂等の埋立て等 八 土砂等の埋立て等の高さ(土砂等の埋立て等を行う前の地盤の最も低い地点と土砂等の埋立て等によって生じた地盤の最も高い地点との垂直距離をいう。以下同じ。)が一メートル以下の土砂等の
---	--

	埋立て等 九 法令若しくは条例の規定又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う土砂等の埋立て等
<u>（土砂等の埋立て等の届出）</u> <u>第九条の二 次に掲げる土砂等の埋立て等（前条第一号から第十号までに掲げる土砂等の埋立て等を除く。）を行おうとする者は、埋立て等区域ごとに、あらかじめ、第十二条の二第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</u> <u>一 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十条第一項の規定により指定された宅地造成等工事規制区域又は同法第二十六条第一項の規定により指定された特定盛土等規制区域で行う土砂等の埋立て等（次号及び第三号に掲げるものを除く。）</u> <u>二 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第五条第一項各号に規定する工事に伴う土砂等の埋立て等</u> <u>三 四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする土砂等の埋立て</u>	
<u>（土地の所有者の同意）</u> 第十条 <u>第九条の許可の申請をしようとする者（第十一条において「申請予定者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等が行われる土地の所有者に対し、当該申請が、第十二条第一項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第十一号までに掲げる事項を、同条第二項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第四号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。</u> 2 <u>第十五条第一項の変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。</u> 3 <u>第二十五条第一項の承継の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。</u>	<u>（土地の所有者の同意書）</u> 第九条 土砂条例第十条各項の規定による同意は、土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書（様式第一号）により得るものとする。
<u>第十条の二 第九条の二の届出をしようとする者（第十一条の二において「届出予定者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該届出に係る埋立て等が行われる土地の所有者に対し、当該届出が、第十二条の二第一項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第十号までに掲げる事項を、同条第二項の規定によるものである場合にあっては同項第一号及び第二号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。</u> <u>2 第十五条の二第一項の変更の届出をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該届出に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。</u> <u>3 第二十五条の二第二項の承継の届出をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該届出に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二</u>	<u>第九条の二 土砂条例第十条の二各項の規定による同意は、土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書（様式第一号の二）により得るものとする。</u>

<u>号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。</u>	
(周辺地域の住民への周知) 第十一条 申請予定者は、当該許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、埋立て等区域の周辺地域の住民に対し、<u>第十二条第一項又は第二項の申請書</u>（以下この項において「申請書」という。）の内容を周知させるための説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催するものとする。ただし、申請予定者は、その責めに帰することができない事由により説明会を開催することができない場合には、規則で定めるところにより、申請書の内容を埋立て等区域の周辺地域の住民に周知させるため当該申請書の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じなければならない。 2 説明会に係る許可申請の内容について、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止又は生活環境の保全の見地から意見を有する周辺地域の住民は、当該説明会の開催の日から許可申請の日までの間に、当該申請予定者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。 3 申請予定者は、第一項の規定による説明会の開催の状況、前項の規定により提出された意見書の概要及びその意見への対応状況その他規則で定める事項を記載した書面を作成しなければならない。 4 前三項の規定は、第十五条第一項の変更許可の申請をしようとする者について準用する。	(周辺地域の住民への周知) 第十条 土砂条例第十一条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。次項から第四項までにおいて同じ。）の周辺地域は、埋立て等区域の隣接地、埋立て等区域の属する自治会に係る区域その他土砂条例第十二条第一項又は第二項の申請書に記載する同条第一項第十一号に掲げる措置に係る区域として知事が必要と認める区域とする。 2 土砂条例第十一条第一項に規定する説明会は、土砂条例第十二条第一項若しくは第二項又は第十五条第二項の申請を行う日の三十日前までに開催するものとする。 3 土砂条例第十一条第一項の規定による説明会の開催に当たっては、あらかじめ、開催の日時及び場所を周辺地域の住民の見やすい場所において行う掲示その他の適切な方法により周知させるものとする。 4 土砂条例第十一条第一項ただし書の申請予定者の責めに帰することのできない事由は、申請予定者以外の他の者により説明会の公正、円滑な実施が著しく阻害され、説明会の目的を達成することができないことが明らかであることとする。 5 土砂条例第十一条第一項ただし書に規定する申請書の内容を要約した書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一 土砂条例第十二条の申請が、同条第一項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第十一号までに掲げる事項、同条第二項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第四号までに掲げる事項 二 土砂条例第十五条第一項の変更許可の申請をしようとする場合は、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項 6 土砂条例第十一条第一項ただし書に規定する必要な措置は、次の各号に掲げる措置とする。 一 土砂条例第十二条第一項又は第二項の申請書の内容を要約した書類の周辺地域の住民への提供 二 土砂条例第十二条第一項又は第二項の申請書の内容を要約した書類の周辺地域の住民の見やすい場所において行う掲示 7 前項の規定は、土砂条例第十一条第四項において準用する同条第一項ただし書に規定する必要な措置について準用する。この場合において、前項各号中「土砂条例第十二条第一項又は第二項」とあるのは、「土砂条例第十五条第二項」と読み替えるものとする。 8 土砂条例第十一条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による書面は、説明会の開催結果等報告書（様式第二号）により作成するものとする。
<u>第十一条の二</u> 届出予定者は、当該届出に先立って、規則で定めるところにより、埋立て等区域の周辺地域の住民に対し、<u>第十二条の二第一項又は第二項の届出書</u>（以下この項において「届出書」という。）の内容を周知させるための説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催するものとする。ただし、届出予定者は、その責めに帰することができない事由により説明会を開催することができない場合には、規則で定めるところにより、届出書の内容を埋立	<u>第十条の二</u> 土砂条例第十一条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。次項から第四項までにおいて同じ。）の周辺地域は、埋立て等区域の隣接地、埋立て等区域の属する自治会に係る区域その他土砂条例第十二条の二第一項又は第二項の届出書に記載する同条第一項第十号に掲げる措置に係る区域として知事が必要と認める区域とする。 <u>2</u> 土砂条例第十一条の二第一項に規定する説明会は、土砂条例第十二条の二第一項若しくは第二項

<u>て等区域の周辺地域の住民に周知させるため当該届出書の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 説明会に係る届出の内容について、生活環境の保全の見地から意見を有する周辺地域の住民は、当該説明会の開催の日から届出の日までの間に、当該届出予定者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。</u> <u>3 届出予定者は、第一項の規定による説明会の開催の状況、前項の規定により提出された意見書の概要及びその意見への対応状況その他規則で定める事項を記載した書面を作成しなければならない。</u> <u>4 前三項の規定は、第十五条の二第一項の変更の届出をしようとする者について準用する。</u>	<u>又は第十五条の二第一項の届出をする日の三十日前までに開催するものとする。</u> <u>3 土砂条例第十一条の二第一項の規定による説明会の開催に当たっては、あらかじめ、開催の日時及び場所を周辺地域の住民の見やすい場所において行う掲示その他の適切な方法により周知させるものとする。</u> <u>4 土砂条例第十一条の二第一項ただし書の届出予定者の責めに帰することのできない事由は、届出予定者以外の他の者により説明会の公正、円滑な実施が著しく阻害され、説明会の目的を達成することができないことが明らかであることとする。</u> <u>5 土砂条例第十一条の二第一項ただし書に規定する届出書の内容を要約した書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</u> 一 <u>土砂条例第十二条の二の届出が、同条第一項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第十号までに掲げる事項、同条第二項の規定によるものである場合にあっては同項第一号及び第二号に掲げる事項</u> 二 <u>土砂条例第十五条の二第一項の変更の届出をしようとする場合は、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項</u> <u>6 土砂条例第十一条の二第一項ただし書に規定する必要な措置は、次の各号に掲げる措置とする。</u> 一 <u>土砂条例第十二条の二第一項又は第二項の届出書の内容を要約した書類の周辺地域の住民への提供</u> 二 <u>土砂条例第十二条の二第一項又は第二項の届出書の内容を要約した書類の周辺地域の住民の見やすい場所において行う掲示</u> <u>7 前項の規定は、土砂条例第十一条の二第四項において準用する同条第一項ただし書に規定する必要な措置について準用する。この場合において、前項各号中「土砂条例第十二条の二第一項又は第二項」とあるのは、「土砂条例第十五条の二第二項」と読み替えるものとする。</u> <u>8 土砂条例第十一条の二第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による書面は、説明会の開催結果等報告書（様式第二号）により作成するものとする。</u>
（申請等の手続） 第十二条 第九条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 一 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二 土砂等の埋立て等の目的 三 埋立て等区域の位置及び規模 四 土砂等の埋立て等の施工を管理する事務所（以下「管理事務所」という。）の所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名 五 土砂等の埋立て等に供する施設の設置に関する計画 六 埋立て等に使用される土砂等の量 七 土砂等の埋立て等の期間 八 土砂等の埋立て等において、その土砂等の堆積量が最大となる時（第十四条において「最大堆積時」という。）及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状	（許可の申請書等） 第十一条 土砂条例第十二条第一項の規定による申請は、土砂等の埋立て等許可申請書（様式第三号）により行うものとする。 2 土砂条例第十二条第一項第十二号及び同条第二項第五号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。 一 土砂条例第九条の許可を受けようとする者（以下この条及び第十三条において「申請者」という。）が法人である場合にあっては、その役員（土砂条例第十四条第一項第一号ハに規定する役員をいう。以下同じ。）の氏名及び住所 二 申請者が未成年者（土砂条例第十四条第一項第一号トに規定する未成年者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名及び住所） 三 申請者に使用人（第十三条に規定する使用人をいう。次項、第十六条第一項及び第二十六条第二項において同じ。）がある場合にあっては、その者の氏名及び住所

九　埋立て等を使用される土砂等の搬入に関する計画	3　土砂条例第十二条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
十　埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために講ずる措置	一　申請者の住民票の写し（申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）
十一　土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置	二　申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
十二　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項	三　申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
2　前項の規定にかかわらず、埋立て等区域外への搬出を目的として土砂等の埋立て等が行われるものについて、第九条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。	四　申請者に使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
一　前項第一号から第五号まで及び第九号から第十一号までに掲げる事項	五　申請者が土砂条例第十四条第一項第一号イからリまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
二　年間の埋立て等を使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量	六　埋立て等区域及び土砂等の埋立て等に供する施設が設置される区域（以下この項及び別表第二において「施設設置区域」という。）の位置図
三　土砂等の埋立て等の期間	七　埋立て等区域及び施設設置区域の現況平面図及び現況断面図
四　埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状	八　埋立て等区域及び施設設置区域の測量図及び求積図
五　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項	九　埋立て等区域及び施設設置区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図
3　前二項の申請書には、第十条第一項の同意を得たことを証する書面、 <u>第十一条第二項</u> の意見書、同条第三項の書面、埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。	十　埋立て等区域及び施設設置区域の流域図
4　第九条の許可を受けようとする者は、第一項第七号又は第二項第三号に掲げる期間について、三年を超えて申請することができない。	十一　埋立て等区域及び施設設置区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
	十二　埋立て等区域内の土壌の汚染状況についての調査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図、現場写真、当該採取した試料ごとの調査試料採取調書（様式第四号）及び当該調査の結果を証する書面（環境計量士（計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第五十条第一号の濃度に係る計量士をいう。以下同じ。）が発行したものに限る。）
	十三　埋立て等を使用される土砂等の量の計算書
	十四　埋立て等区域外への排水の水質調査を行うための施設の位置図及び構造図
	十五　埋立て等区域及び施設設置区域の地盤が軟弱か否かの判定をするための調査（以下この号において「地盤調査」という。）の結果を記載した書面又は地盤調査を行う必要がない状態であることを証する書面
	十六　土質試験その他の調査又は試験に基づき土砂等の埋立て等の構造の安定性の計算（以下この号において「安定計算」という。）を行った場合にあっては、当該安定計算の内容を記載した書面
	十七　擁壁を設置する場合にあっては、擁壁の断面図及び背面図並びに擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
	十八　排水施設の構造図並びに流量及び断面決定を記載した書面
	十九　沈砂池を設置する場合にあっては、沈砂池の構造図及び容量を算定した書面
	二十　調整池を設置する場合にあっては、調整池の構造図並びに容量及び放流量を算定した書面
	二十一　土砂等の埋立て等に係る工事の順序を明らかにした書面
	二十二　土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置を明らかにした書面
	二十三　土砂等の埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書（様式第五号）及び次のイからハまでに掲げる書類

	イ 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 ロ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 ハ 資金を自己資金で調達する場合には金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書類又はこれに類する書類、借入金で調達する場合には金融機関の融資を証明する書類 二十四 土砂等の搬入に係る管理計画書（様式第六号） 二十五 前各号に掲げるもののほか、参考となる書類 4 前項第十二号に規定する埋立て等区域内の土壌の汚染状況についての調査は、次の各号に掲げるいずれかの方法によらなければならない。 一 次のイからニまでに掲げる方法により行うこと。 イ 次の表の上欄に掲げる埋立て等区域の面積に応じ、それぞれ当該下欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。 <table><tr><td>埋立て等区域の面積</td><td>等分して調査を行う区域の数</td></tr><tr><td>0・三ヘクタール以上0・五ヘクタール未満</td><td>二</td></tr><tr><td>0・五ヘクタール以上一ヘクタール未満</td><td>三</td></tr><tr><td>一ヘクタール以上二ヘクタール未満</td><td>四</td></tr><tr><td>二ヘクタール以上三ヘクタール未満</td><td>五</td></tr><tr><td>三ヘクタール以上四ヘクタール未満</td><td>六</td></tr><tr><td>四ヘクタール以上五ヘクタール未満</td><td>七</td></tr><tr><td>五ヘクタール以上六ヘクタール未満</td><td>八</td></tr><tr><td>六ヘクタール以上七ヘクタール未満</td><td>九</td></tr><tr><td>七ヘクタール以上八ヘクタール未満</td><td>十</td></tr><tr><td>八ヘクタール以上九ヘクタール未満</td><td>十一</td></tr><tr><td>九ヘクタール以上十ヘクタール未満</td><td>十二</td></tr><tr><td><u>十ヘクタール以上</u></td><td>十三</td></tr></table> ロ 土壌の調査のための試料とする土砂等の採取は、イの規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央の地点から五メートルから十メートルまでの四地点（当該地点がない場合にあっては、当該中央の地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の四地点）の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。 ハ ロの規定により採取した土砂等は、イの規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに一試料とすること。ただし、知事が承認した場合にあっては、イの規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、一試料とすることができる。 ニ ハの規定により作成した試料は、別表第一の上欄に掲げる項目ごとに測定しなければならない。 二 前号と同等以上に土壌の汚染状況が確認できる方法として知事が認める方法	埋立て等区域の面積	等分して調査を行う区域の数	0・三ヘクタール以上0・五ヘクタール未満	二	0・五ヘクタール以上一ヘクタール未満	三	一ヘクタール以上二ヘクタール未満	四	二ヘクタール以上三ヘクタール未満	五	三ヘクタール以上四ヘクタール未満	六	四ヘクタール以上五ヘクタール未満	七	五ヘクタール以上六ヘクタール未満	八	六ヘクタール以上七ヘクタール未満	九	七ヘクタール以上八ヘクタール未満	十	八ヘクタール以上九ヘクタール未満	十一	九ヘクタール以上十ヘクタール未満	十二	<u>十ヘクタール以上</u>	十三
埋立て等区域の面積	等分して調査を行う区域の数																										
0・三ヘクタール以上0・五ヘクタール未満	二																										
0・五ヘクタール以上一ヘクタール未満	三																										
一ヘクタール以上二ヘクタール未満	四																										
二ヘクタール以上三ヘクタール未満	五																										
三ヘクタール以上四ヘクタール未満	六																										
四ヘクタール以上五ヘクタール未満	七																										
五ヘクタール以上六ヘクタール未満	八																										
六ヘクタール以上七ヘクタール未満	九																										
七ヘクタール以上八ヘクタール未満	十																										
八ヘクタール以上九ヘクタール未満	十一																										
九ヘクタール以上十ヘクタール未満	十二																										
<u>十ヘクタール以上</u>	十三																										

<u>第十二条の二 第九条の二の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</u> <u>一 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</u> <u>二 土砂等の埋立て等の目的</u> <u>三 埋立て等区域の位置及び規模</u> <u>四 管理事務所の所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名</u> <u>五 土砂等の埋立て等に供する施設の設置に関する計画</u> <u>六 埋立て等に使用される土砂等の量</u> <u>七 土砂等の埋立て等の期間</u> <u>八 埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画</u> <u>九 埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために講ずる措置</u> <u>十 土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置</u> <u>十一 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、埋立て等区域外への搬出を目的として土砂等の埋立て等が行われるものについて、第九条の二の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</u> <u>一 前項（第六号を除く。）に掲げる事項</u> <u>二 年間の埋立て等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量</u> <u>三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項</u> <u>3 前二項の届出書には、第十条の二第一項の同意を得たことを証する書面、第十一条の二第二項の意見書、同条第三項の書面、埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。</u> <u>4 知事は、第九条の二の届出を受けたときは、当該土砂等の埋立て等区域を管轄する市町長へ第一項又は第二項に掲げる事項を通知するものとする。</u>	<u>第十一条の二 土砂条例第九条の二第一項の規定による届出は、土砂等の埋立て等届（様式第三号の二）により行うものとする。</u> <u>2 土砂条例第十二条の二第一項第十一号及び同条第二項第三号の規則で定める事項は、土砂条例第九条の二の届出をしようとする者（以下この条において「届出者」という。）が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）とする。</u> <u>3 土砂条例第十二条の二第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u> <u>一 届出者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書）</u> <u>二 届出者が土砂条例第十四条第一項第一号イからリまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面</u> <u>三 埋立て等区域及び土砂等の埋立て等に供する施設が設置される区域（以下この項において「施設設置区域」という。）の位置図</u> <u>四 埋立て等区域及び施設設置区域の現況平面図及び現況断面図</u> <u>五 埋立て等区域及び施設設置区域の測量図及び求積図</u> <u>六 埋立て等区域及び施設設置区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図</u> <u>七 埋立て等区域及び施設設置区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し</u> <u>八 埋立て等区域内の土壌の汚染状況についての調査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図、現場写真、当該採取した試料ごとの調査試料採取調書（様式第四号）及び当該調査の結果を証する書面（環境計量士が発行したものに限る。）</u> <u>九 埋立て等に使用される土砂等の量の計算書</u> <u>十 埋立て等区域外への排水の水質調査を行うための施設の位置図及び構造図</u> <u>十一 土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置を明らかにした書面</u> <u>十二 土砂等の搬入に係る管理計画書（様式第六号）</u> <u>十三 前各号に掲げるもののほか、参考となる書類</u> <u>4 前項第八号に規定する埋立て等区域内の土壌の汚染状況についての調査は、前条第四項各号に掲げるいずれかの方法によらなければならない。</u>
（市町長の意見の聴取） 第十三条 知事は、第九条の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨を当該事業の実施に関し、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上関係のある市町の長に通知し、期間を指定して、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止及び生活環境の保全の見地からの当該市町の長の意見を聴かなければならない。	
（許可の基準等） 第十四条 知事は、第九条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなけれ	（土砂条例第十四条第一項第一号ニで定める法令） 第十二条 土砂条例第十四条第一項第一号ニの規則で定める法令は、次に掲げるものとする。

ば、同条の許可をしてはならない。	
一 申請者が、次のイからリまでのいずれにも該当しないこと。	
イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	
ロ 第二十六条又は第二十七条第一項の規定に基づく処分（許可の取消しの処分を除く。）を受けた日から五年を経過しない者（当該処分による義務を履行した者を除く。）	
ハ 第二十七条第一項（同項第三号及び第四号に係る部分を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る三重県行政手続条例（平成八年三重県条例第一号）第十五条第一項の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）	
ニ この条例、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他規則で定める法令若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	
ホ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員	
ヘ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者	
ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからヘまでのいずれかに該当するもの	
チ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの	
リ 個人で規則で定める使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの	
二 申請者が、当該申請に係る土砂等の埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに足りる資力を有しないことが明らかな者でないこと。	
三 第十条第一項の同意を得ていること。	
四 管理事務所の所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名が明らかであること。	
五 土砂等の埋立て等が施工されている間、当該申請に係る埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上必要な措置が講じられていること。	
六 土砂等の埋立て等において、最大堆積時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状（当該申請が第十二条第二項の規定によるものである場合にあっては、埋立て等区域にお	
一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）	
二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）	
三 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）	
四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）	
五 土壌汚染対策法	
六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）	
七 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）	
八 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）	
九 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）	
十 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）	
十一 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）	
十二 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）	
十三 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）	
十四 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）	
十五 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）	
十六 三重県砂防指定地等管理条例（平成十四年三重県条例第六十六号）	
十七 市町が定めた土砂等の埋立て等の規制に関する条例	
（使用人）	
第十三条 土砂条例第十四条第一項第一号チ及びリの規則で定める使用人は、申請者の使用人であつて、次に掲げるものの代表者であるものとする。	
一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）	
二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの	
（形状及び構造上の基準）	
第十四条 土砂条例第十四条第一項第六号の規則で定める形状及び構造上の基準は、土砂条例第九条の許可に係る土砂等の埋立て等が、当該埋立て等区域外への搬出を目的として行われるもの（以下「一時堆積」という。）以外である場合にあっては別表第二、一時堆積である場合にあっては別表第三に掲げるとおりとする。	
別表第二（第十四条関係）	
一 土砂等の埋立て等の高さ及び土砂等の埋立て等によって生じる法面（擁壁で覆う部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表の上欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる土砂等の埋立て等の高さ及び下欄に掲げる法面の勾配に定めるものであること。	

る土地及び土砂等の堆積の形状)並びに土砂等の埋立て等に供する施設の計画が、当該申請に係る埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める形状及び構造上の基準に適合するものであること。

七 当該申請に係る埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために必要な措置が講じられていること。

八 地形、地質又は周囲の状況に応じて、生活環境の保全上必要な措置が講じられていること。

2 第九条の許可には、有効期間その他の土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

土砂等の区分	土砂等の埋立て等の高さ		法面の勾配
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年建設省令第十九号）別表第一に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土及び第三種建設発生土並びにこれらに準じるもの	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
	その他	十五メートル以下	垂直一メートルに対する水平距離が一・八メートル以上の勾配
その他	安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保される勾配

二 土砂等の埋立て等によって生じる法面の高さが五メートル以上である場合にあっては、当該法面の高さが五メートルごとに幅が一メートル以上の小段が設置されること。

三 著しく傾斜している土地において土砂等の埋立て等を行う場合においては、土砂等の埋立て等を行う前の地盤と土砂等の埋立て等に使用された土砂等とが接する面が滑り面とならないように段切り等の措置が講じられること。

四 土砂等の埋立て等の完了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられること。

五 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第八条から第十二条までの規定に適合すること。

六 土砂等の埋立て等によって生じる法面は、石張り、芝張りその他の措置を講ずることにより、風化その他の侵食に対して保護されること。

七 埋立て等区域（土砂等の埋立て等によって生じる法面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他の土砂等の飛散防止のための措置（土砂等の埋立て等が施工されている間における土砂等の飛散防止のための措置を含む。）が講じられること。

八 埋立て等区域及び施設設置区域の地盤について、滑りやすい土質の層又は軟弱な地盤がある場合には、地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないように、杭打ち、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられること。

九 埋立て等区域の地盤の高さが周辺より低い土地、斜面の下方に位置する土地及び谷又は沢状の土地など地表水が集中しやすい地形の土地において土砂等の埋立て等を行う場合は、湧水又は浸透水を有効かつ速やかに排除できるよう、地下排水工等の排水施設の設置その他の必要な措置が講じられること。

	十 雨水その他地表水を排除することができるように、必要な排水施設（土砂等の埋立て等が施工されている間における排水施設を含む。）が設置されること、及び排水施設の勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。 十一 埋立て等区域外に土砂等が流出しないように、沈砂池（土砂等の埋立て等が施工されている間における沈砂池を含む。）の設置その他の土砂等の流出を防止するための必要な措置が講じられること。 十二 下水道、排水路、河川その他の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、一時雨水を貯留する調整池（土砂等の埋立て等が施工されている間における調整池を含む。）その他の施設が設置されること。 十三 土砂等の埋立て等に係る工事の順序が、埋立て等区域外への土砂等の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生しないよう、沈砂池、調整池、擁壁等の防災工事が土砂等の埋立て等に先行して実施されるものとなっていること。 別表第三（第十四条関係） 一 土砂等の埋立て等の高さが五メートル以下であること。 二 土砂等の埋立て等によって生じる法面の勾配は、垂直一メートルに対する水平距離が二メートル以上の勾配であること。 三 埋立て等区域の土地の勾配は、垂直一メートルに対する水平距離が十メートル以上であること。ただし、埋立て等区域外への土砂等の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生するおそれがないものとして知事が認める場合は、この限りでない。 四 別表第二の第八号、第十号、第十一号及び第十二号の規定に適合すること。 五 土砂等の埋立て等に係る工事の順序が、埋立て等区域外への土砂等の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生しないよう、沈砂池等の防災工事が土砂等の埋立て等に先行して実施されるものとなっていること。 六 埋立て等区域の周辺に、土砂等の堆積の高さに相当する幅の緩衝地帯の設置その他の措置が講じられること。 <u>第十五条</u> <u>削除</u>
（変更の許可等） 第十五条 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る第十二条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、知事の許可（以下この条及び<u>第十六条</u>において「変更許可」という。）を受けなければならない。 2 変更許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 一 氏名<u>及び住所</u>（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二 変更の内容及びその理由	（変更の許可の申請又は届出） 第十六条 土砂条例第十五条第一項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 一 土砂条例第九条の許可を受けた者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更 二 土砂条例第九条の許可を受けた者の法定代理人の氏名又は住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更 三 管理事務所の所在地の変更 四 管理事務所に置く管理責任者の氏名又は職名の変更

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項 3 前項の申請書には、第十条第二項の同意を得たことを証する書面、第十一条第四項において準用する同条第二項の意見書及び同条第三項の書面、変更に係る埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。 4 前条の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第一項第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。 5 第九条の許可を受けた者は、第一項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を書面で知事に届け出なければならない。	五 埋立て等を使用される土砂等の量の変更（当該土砂等の量を減少させるものに限る。） 六 土砂等の埋立て等の期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。） 七 埋立て等を使用される土砂等の搬入に関する計画の変更（ただし、搬入土砂等の種類の変更は除く。） 八 土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として設置した排水施設その他の施設の構造の変更（当該施設の機能を高めるものに限る。） 九 土砂条例第九条の許可を受けた者に係る役員又は使用人の変更 2 土砂条例第十五条第二項の申請書は、土砂等の埋立て等変更許可申請書（様式第七号）とする。 3 土砂条例第十五条第二項第三号の規則で定める事項は、第十一条第二項各号に掲げる事項とする。 4 土砂条例第十五条第三項の規則で定める書類は、第十一条第三項各号に掲げる書類のうち変更に係るものとする。 5 土砂条例第十五条第五項の規定による届出は、<u>土砂等の埋立て等軽微変更届</u>（様式第八号）を提出して行わなければならない。
<u>第十五条の二 第九条の二の届出をした者は、当該届出に係る第十二条の二第一項各号又は第二項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。</u> <u>2 前項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</u> <u>一 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</u> <u>二 変更の内容及びその理由</u> <u>三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項</u> <u>3 前項の届出書には、第十条の二第二項の同意を得たことを証する書面、第十一条の二第四項において準用する同条第二項の意見書及び同条第三項の書面、変更に係る埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。</u> <u>4 第九条の二の届出をした者は、第一項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を書面で知事に届け出なければならない。</u>	<u>第十六条の二 土砂条例第十五条の二第一項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</u> <u>一 土砂条例第九条の二の届出をした者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更</u> <u>二 土砂条例第九条の二の届出をした者の法定代理人の氏名又は住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更</u> <u>三 埋立て等区域の規模の変更（規模を減少させるものに限る。）</u> <u>四 管理事務所の所在地の変更</u> <u>五 管理事務所に置く管理責任者の氏名又は職名の変更</u> <u>六 埋立て等を使用される土砂等の量の変更（当該土砂等の量を減少させるものに限る。）</u> <u>七 土砂等の埋立て等の期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）</u> <u>八 埋立て等を使用される土砂等の搬入に関する計画の変更（ただし、搬入土砂等の種類の変更は除く。）</u> <u>2 土砂条例第十五条の二第二項の届出書は、土砂等の埋立て等変更届（様式第七号の二）とする。</u> <u>3 土砂条例第十五条の二第二項第三号の規則で定める事項は、第十一条の二第二項に掲げる事項とする。</u> <u>4 土砂条例第十五条の二第三項の規則で定める書類は、第十一条の二第三項各号に掲げる書類のうち変更に係るものとする。</u> <u>5 土砂条例第十五条の二第四項の規定による届出は、土砂等の埋立て等軽微変更届（様式第八号）を提出して行わなければならない。</u>
（土地の所有者への通知） 第十六条 第九条の許可を受けた者は、当該許可を受けた日後遅滞なく、第十条第一項の同意をした土地の所有者に、当該許可に係る申請が、第十二条第一項の規定によるものである場合にあっては当	

該許可に係る同項第一号から第十一号までに掲げる事項を、同条第二項の規定によるものである場合にあっては当該許可に係る同項第一号から第四号までに掲げる事項を書面で通知しなければならない。 2 前項の場合において、第九条の許可を受けた者は、当該許可に<u>第十四条第二項</u>の規定により条件が付された場合にあっては、当該許可を受けた日後遅滞なく、前項に規定する事項のほか、当該条件の内容を第十条第一項の同意をした土地の所有者に通知しなければならない。 3 変更許可を受けた者は、当該変更許可を受けた日後遅滞なく、第十条第二項の同意をした土地の所有者に、当該変更許可に係る<u>第十五条第二項第一号</u>及び第二号に掲げる事項並びに当該変更許可に<u>第十五条第四項</u>において準用する<u>第十四条第二項</u>の規定により条件が付された場合にあっては当該条件の内容を、書面で通知しなければならない。 4 第九条の許可を受けた者は、<u>第十五条第一項</u>の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、当該変更に係る埋立て等区域内の土地の所有者にその旨を通知しなければならない。	
<u>第十六条の二 第九条の二の届出をした者は、当該届出をした日後遅滞なく、第十条の二第一項の同意をした土地の所有者に、当該届出に係る第十二条の二第一項第一号から第十号までに掲げる事項を、書面で通知しなければならない。</u> <u>2 第十五条の二第一項の変更の届出をした者は、当該変更の届出をした日後遅滞なく、第十条の二第二項の同意をした土地の所有者に、当該変更の届出に係る第十五条の二第二項第一号及び第二号に掲げる事項を、書面で通知しなければならない。</u> <u>3 第九条の二の届出をした者は、第十五条の二第一項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、当該変更に係る埋立て等区域内の土地の所有者にその旨を通知しなければならない。</u>	
（土砂等の埋立て等の着手の届出） 第十七条 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から起算して十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。	（土砂等の埋立て等の着手の届出） 第十七条 土砂条例第十七条の規定による届出は、土砂等の埋立て等着手届（様式第九号）を提出して行わなければならない。
（土砂等の搬入の報告） 第十八条 第九条の許可を受けた者又は<u>第九条の二の届出をした者</u>は、当該許可又は<u>届出</u>に係る埋立て等区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該土砂等の発生場所及び汚染のおそれがないことを確認しなければならない。 2 第九条の許可を受けた者又は<u>第九条の二の届出をした者</u>は、規則で定めるところにより、前項の規定により確認した結果を知事に報告しなければならない。	（土砂等の搬入の報告） 第十八条 土砂条例第十八条第一項の規定による土砂等（再生土又は当該土砂等の発生場所以外の場所において処理される改良土を除く。次項及び第三項において同じ。）の発生場所の確認は、当該土砂等の発生場所ごとに、土地の所有権その他の権原に基づき当該土砂等を発生させる者が発行する土砂等発生元証明書（様式第十号）により行わなければならない。 2 土砂条例第十八条第一項の規定による土砂等の汚染（土砂基準に適合しないことをいう。以下この条において同じ。）のおそれがないことの確認は、当該土砂等の発生場所ごとに、土壌汚染対策法第二条第二項に規定される土壌汚染状況調査又は三重県生活環境の保全に関する条例（平成十三年三重県条例第七号）第七十二条の二第二項若しくは第七十二条の三第二項の規定による調査の結果を記載した書類その他の同法若しくは同条例の規定による手続に係る書類であって知事が別に定めるものにより行わなければならない。 3 前項の規定により難しい場合における土砂条例第十八条第一項の規定による土砂等の汚染のおそ

	れないことの確認は、前項の規定にかかわらず、知事が別に定めるところにより、当該土砂等の発生場所の土地の利用状況等の調査の結果又は別表第一の上欄に掲げる項目ごとの土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量及び土砂等に含まれる物質の量の調査結果を記載した書類により行わなければならない。 4 土砂条例第十八条第一項の規定による土砂等（再生土又は当該土砂等の発生場所以外の場所において処理される改良土に限る。）の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認は、次の各号に定める書類等により行わなければならない。 一 三重県リサイクル製品利用推進条例（平成十三年三重県条例第四十六号）第六条第一項の規定による認定及び同条例第十一条第二項の規定による報告に係る書類の写し 二 都道府県又は市町村が定めた改良土又は再生土の適正利用に関する条例（三重県リサイクル製品利用推進条例と同等以上に改良土又は再生土を適正利用できることが確認できると認められる条例に限る。）による認定等に係る書類の写し 三 第一号と同等以上に改良土又は再生土を適正利用できることが確認できる書類として知事が認めるもの 5 土砂条例第十八条第二項の規定による報告は、同条第一項の規定による確認後、土砂等を搬入する前に、第一項に規定する土砂等発生元証明書及び第二項若しくは第三項の確認に係る書類又は前項に規定する書類等を添付して、土砂等搬入報告書（様式第十一号）を提出して行わなければならない。
（土砂等管理台帳の作成） 第十九条 第九条の許可を受けた者又は<u>第九条の二の届出をした者</u>は、規則で定めるところにより、当該許可<u>又は届出</u>に係る埋立て等を使用した土砂等の量その他の規則で定める事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。	（土砂等管理台帳） 第十九条 土砂条例第十九条に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（様式第十二号）とする。 2 土砂条例第十九条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 土砂等を発生させる者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二 土砂等の発生場所ごとの一日当たりの土砂等の搬入量及び搬入のための車両台数 三 一時堆積にあっては、一日当たりの土砂等の搬出量及び搬出のための車両台数 3 土砂条例第十九条の土砂等管理台帳には、毎月の末日までに、当該月中における前項各号に掲げる事項を記載しておかななければならない。
（土砂等の埋立て等を使用した土砂等の量の報告） 第二十条 第九条の許可を受けた者又は<u>第九条の二の届出をした者</u>は、規則で定めるところにより、当該許可<u>又は届出</u>に係る土砂等の埋立て等に着手した日から、定期的に、前条の土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可<u>又は届出</u>に係る埋立て等を使用した土砂等の量（当該許可の申請が第十二条第二項の規定によるものである場合<u>又は当該届出が第十二条の二第二項の規定によるものである場合</u>にあっては、土砂等の搬入の量及び搬出の量）を知事に報告しなければならない。	（土砂等の埋立て等を使用した土砂等の量の報告） 第二十条 土砂条例第九条の許可<u>又は土砂条例第九条の二の届出</u>に係る土砂等の埋立て等が一時堆積以外である場合における土砂条例第二十条の規定による報告は、土砂等の埋立て等に着手した日後、毎年、四月から九月までの間に使用した土砂等の量を十月末日までに、十月から翌年三月までの間に使用した土砂等の量を翌年四月末日までに、土砂等の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、直前の報告以降に使用した土砂等の量を土砂条例第二十四条第一項の規定による届出の時に、土砂等使用量報告書（様式第十三号）を提出して行わなければならない。 2 土砂条例第九条の許可<u>又は土砂条例第九条の二の届出</u>に係る土砂等の埋立て等が一時堆積である場合における土砂条例第二十条の規定による報告は、土砂等の埋立て等に着手した日後、毎年、四月から九月までの間に使用した土砂等の搬入量及び土砂等の搬出量を十月末日までに、十月から翌年三月までの間に使用した土砂等の搬入量及び土砂等の搬出量を翌年四月末日までに、土砂等の埋立て

	等を完了し、又は廃止したときは、直前の報告以降に使用した土砂等の搬入量及び土砂等の搬出量を土砂条例第二十四条第一項の規定による届出の時に、土砂等搬入量及び搬出量報告書（様式第十四号）を提出して行わなければならない。				
（水質調査等） 第二十一条 第九条の許可を受けた者又は<u>第九条の二の届出をした者</u>は、規則で定めるところにより、当該許可又は届出に係る土砂等の埋立て等を施工している間、定期的に、当該許可又は届出に係る埋立て等区域外への排水の水質調査及び埋立て等区域内の<u>土壌の汚染状況の調査</u>を行い、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質調査を行うことができないと知事が認めるときは、この限りでない。 2 第九条の許可を受けた者又は<u>第九条の二の届出をした者</u>は、当該許可若しくは届出に係る土砂等の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可又は届出に係る埋立て等区域外への排水の水質調査及び埋立て等区域内の土壌の汚染状況を調査し、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質調査を行うことができないと知事が認めるときは、この限りでない。 3 第九条の許可を受けた者又は<u>第九条の二の届出をした者</u>は、当該許可若しくは届出に係る埋立て等区域外への排水が規則で定める水質の基準（第二十六条第五項において「水質基準」という。）に適合していないこと、又は当該許可若しくは届出に係る土砂等が土砂基準に適合していないことを確認したときは、直ちにその旨を知事に報告するとともに、その原因の調査その他当該土砂等の埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければならない。	（水質調査等の方法） 第二十一条 土砂条例第二十一条第一項の水質調査は、土砂等の埋立て等を開始した日から六月に一回、別表第四の上欄に掲げる項目ごとに、<u>土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第六条第二項第二号に規定する環境大臣が定める方法により測定して行うものとする。</u> <u>2 土砂条例第二十一条第一項の土壌の汚染状況の調査は、土砂等の埋立て等を開始した日から三年に一回、第十一条第四項各号に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。</u> <u>3 土砂条例第二十一条第二項の水質調査及び土壌の汚染状況の調査は、次の各号に定める方法により行わなければならない。</u> 一 水質調査 <u>第一項に基づく方法</u> 二 土壌の汚染状況の調査 第十一条第四項各号に掲げる<u>いずれかの方法</u> （水質調査等の報告） 第二十二条 土砂条例第二十一条第一項の規定による<u>水質調査の結果の報告</u>は、同項の水質調査を行った日から一月以内に、水質調査報告書（様式第十五号）に当該水質調査に使用した排水を採取した地点の位置図、現場写真及び採取した試料ごとの水質調査の結果を証する書類（環境計量士が発行したものに限る。）を添付して行わなければならない。 <u>2 土砂条例第二十一条第一項の規定による土壌の汚染状況の調査の結果の報告は、同項の土壌の汚染状況の調査を行った日から一月以内に、土壌の汚染状況の調査報告書（様式第十六号）に埋立て等区域内の土壌の汚染状況についての調査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図、現場写真及び採取した試料ごとの当該調査の結果を証する書類（環境計量士が発行したものに限る。）を添付して行わなければならない。</u> <u>3 土砂条例第二十一条第二項の規定による報告は、同項の水質調査又は土壌の汚染状況の調査を行った日から一月以内に、水質調査報告書（様式第十五号）又は土壌の汚染状況の調査報告書（様式第十六号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</u> 一 当該水質調査に使用した排水を採取した地点の位置図、現場写真及び採取した試料ごとの水質調査の結果を証する書類（環境計量士が発行したものに限る。） 二 埋立て等区域内の土壌の汚染状況についての調査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図、現場写真及び採取した試料ごとの当該調査の結果を証する書類（環境計量士が発行したものに限る。） <u>4 土砂条例第二十一条第三項の規則で定める水質の基準は、別表第四の上欄に掲げる項目ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。</u> 別表第四（第二十二条関係） <table><tr><th>項 目</th><th>基 準</th></tr><tr><td>カドミウム及びその化合物</td><td>一リットルにつきカドミウム〇・〇〇三ミリグラム以下であること。</td></tr></table>	項 目	基 準	カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇〇三ミリグラム以下であること。
項 目	基 準				
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇〇三ミリグラム以下であること。				

	六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム以下であること。
	クロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。
	シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。
	シアン化合物	シアンが検出されないこと。
	チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。
	四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。
	一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下であること。
	一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下であること。
	一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下であること。
	一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。
	ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。
	水銀及びその化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇〇五ミリグラム以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。
	セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン〇・〇一ミリグラム以下であること。
	テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。
	チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下であること。
	一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下であること。
	一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下であること。
	トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。
	鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・〇一ミリグラム以下であること。
	砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素〇・〇一ミリグラム以下であること。
	ふっ素及びその化合物	一リットルにつきふっ素〇・八ミリグラム以下であること。
	ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。
	ほう素及びその化合物	一リットルにつきほう素一ミリグラム以下であること。
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
	有機りん化合物	検出されないこと。
(標識の掲示等) 第二十二条 第九条の許可を受けた者又は <u>第九条の二の届出をした者</u> は、規則で定めるところにより、当該許可又は <u>届出</u> に係る埋立て等区域であって公衆の見やすい場所に、当該許可又は <u>届出</u> に係る土砂等の埋立て等が施工されている間、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。 2 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域について、その境界を明らかにするため、境界標を設けなければならない。	(標識の寸法及び記載事項) 第二十三条 土砂条例第二十二条第一項の標識の大きさは、縦九十センチメートル以上、横百二十センチメートル以上でなければならない。 2 土砂条例第二十二条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。 一 土砂条例第九条の許可の年月日及び番号並びに許可をした者（同条の許可を受けた者に限る。）又は土砂条例第九条の二の届出の年月日（同条の届出をした者に限る。） 二 土砂等の埋立て等を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先の電話番号 三 土砂等の埋立て等の目的	

	四 埋立て等区域の位置 五 埋立て等区域の規模 六 管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名並びに連絡先の電話番号 七 埋立て等に使用される土砂等の予定量（一時堆積である場合にあっては、年間の土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量） 八 土砂等の埋立て等の期間
（関係書類の閲覧等） 第二十三条 第九条の許可を受けた者又は<u>第九条の二の届出をした者</u>は、当該許可又は届出に係る埋立て等が施工されている間、当該許可又は届出に係る埋立て等に関してこの条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第十九条の土砂等管理台帳を管理事務所に備え置き、当該許可又は届出に係る埋立て等に関し土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の防止上又は生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。 2 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等について、次条第二項の規定による通知（完了及び廃止に係るものに限る。）を受けた日又は当該許可の取消しの日のいずれか早い日から五年を経過する日まで、<u>第九条の二の届出をした者は、当該届出に係る埋立て等について、次条第四項において準用する同条第一項の規定による届出（完了及び廃止に係るものに限る。）</u>をした日から五年を経過する日まで、この条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第十九条の土砂等管理台帳を保存しなければならない。 3 知事は、第九条の許可の申請<u>又は第九条の二の届出</u>があったときは、遅滞なく、次条第一項の規定による届出（完了及び廃止に係るものに限る。）<u>又は次条第四項において準用する同条第一項の規定による届出（完了及び廃止に係るものに限る。）</u>があった日までの間、この条例の規定により提出された書類を一般の閲覧に供しなければならない。	（関係書類の閲覧等） 第二十四条 土砂条例第二十三条第一項又は第三項の規定による閲覧に供する書類に含まれている情報のうち、次の各号に定めるものについては、閲覧の対象から除くものとする。 <u>一 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報</u> <u>二 三重県情報公開条例（平成十一年三重県条例第四十二号）第七条第三号に該当する情報</u> <u>三 第十一条第三項第一号から第四号まで及び第十一条の二第三項第一号に規定する住民票の写し</u> <u>四 第十一条第三項第二十三号に規定する書類</u>
（土砂等の埋立て等の完了等の届出等） 第二十四条 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等を完了し、廃止し、若しくは休止し、又は休止した土砂等の埋立て等を再開したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、当該土砂等の埋立て等の休止をした場合であって、当該休止の期間が二月未満であるときは、この限りでない。 2 知事は、前項の規定による届出（休止した土砂等の埋立て等を再開した場合の届出を除く。）があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土砂等の埋立て等が第十四条第一項第五号から第八号まで及び<u>同条第二項（第十五条第四項の規定により準用する場合を含む。）</u>の規定に係る許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。 3 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、当該通知に係る必要な措置を講じなければならない。 <u>4 第一項の規定は、第九条の二の届出をした者について準用する。</u>	（土砂等の埋立て等の完了等の届出等） 第二十五条 土砂条例第二十四条第一項（<u>同条第四項の規定により準用する場合を含む。</u>）の規定による完了の届出は、土砂等の埋立て等を完了した日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した土砂等の埋立て等完了届（様式第十七号）を提出して行わなければならない。 一 土砂条例第九条の許可の年月日及び番号<u>又は土砂条例第九条の二の届出の年月日</u> 二 埋立て等区域の位置 三 土砂等の埋立て等の期間 四 土砂等の埋立て等を完了した年月日 五 完了した埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状（<u>土砂条例第九条の許可を受けた者に限る。</u>） 六 埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講じている場合にあっては、その内容（<u>土砂条例第九条の許可を受けた者に限る。</u>） 2 土砂条例第二十四条第一項の規定による廃止又は休止の届出は、土砂等の埋立て等を廃止した場合にあっては廃止した日から三十日以内、土砂等の埋立て等を休止した場合にあっては休止した日か

	ら十日以内に、次に掲げる事項を記載した土砂等の埋立て等廃止（休止）届（様式第十八号）を提出して行わなければならない。 一 前項第一号から第三号までに掲げる事項 二 土砂等の埋立て等を廃止した年月日又は休止しようとする期間 三 土砂等の埋立て等を廃止し、又は休止した場合の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状（土砂条例第九条の許可を受けた者に限る。） 四 土砂等の埋立て等を廃止又は休止する理由 五 土砂等の埋立て等を廃止し、又は休止した場合の埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講じている場合にあっては、その内容（土砂条例第九条の許可を受けた者に限る。） 3 土砂条例第二十四条第一項の規定による再開の届出は、土砂等の埋立て等再開届（様式第十九号）を提出して行わなければならない。
（地位の承継） 第二十五条 第九条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人又は同条の許可を受けた者から当該許可に係る埋立て等区域の土地の所有権その他当該許可に係る土砂等の埋立て等を行う権原を取得した者は、知事の承認を受けて、当該許可を受けた者が有していた同条の許可に基づく地位を承継することができる。 2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 一 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二 第九条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項 3 前項の申請書には、第十条第三項の同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。 4 第十四条第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定は、第一項の承認について準用する。この場合において、同条第一項第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第三項」と読み替えるものとする。 5 相続人が被相続人の死亡後九十日以内に第一項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第九条の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。	（地位の承継） 第二十六条 土砂条例第二十五条第二項の申請書は、土砂等の埋立て等地位承継承認申請書（様式第二十号）とする。 2 土砂条例第二十五条第二項第三号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 承継しようとする地位に係る土砂等の埋立て等の許可の年月日及び番号 二 管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名 三 土砂条例第二十五条第一項の承認を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）が法人である場合にあっては、その役員の氏名及び住所 四 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名及び住所） 五 申請者に使用人がある場合にあっては、その者の氏名及び住所 六 承継の理由 3 土砂条例第二十五条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一 承継しようとする地位に係る土砂等の埋立て等の許可証の写し 二 第十一条第三項第一号から第五号まで及び第二十三号に掲げる書類 三 土砂条例第九条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人であること又は同条の許可を受けた者から当該土砂等の埋立て等を行う権原を取得したことを証する書面
<u>第二十五条の二 第九条の二の届出をした者の相続人その他の一般承継人又は同条の届出をした者から当該届出に係る埋立て等区域の土地の所有権その他当該届出に係る土砂等の埋立て等を行う権原を取得した者は、当該届出をした者が有していた同条の届出に基づく地位を承継する。</u>	<u>第二十六条の二 土砂条例第二十五条の二第二項の届出書は、土砂等の埋立て等地位承継届（様式第二十号の二）とする。</u> <u>2 土砂条例第二十五条の二第二項第三号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u> <u>二 承継しようとする地位に係る土砂等の埋立て等の届出の年月日</u>

2 前項の地位を承継した者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。 一 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二 第九条の二の届出をした者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項 3 前項の届出書には、第十条の二第三項の同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。 4 相続人が被相続人の死亡後九十日以内に第二項の届出をした場合においては、被相続人の死亡の日からその届出をする日までは、被相続人がした第九条の二の届出は、その相続人がしたものとみなす。	二 管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名 三 土砂条例第二十五条の二第一項の承継をした者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 四 承継の理由 3 土砂条例第二十五条の二第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一 第十一条の二第三項第一号及び第二号に掲げる書類 二 土砂条例第九条の二の届出をした者の相続人その他の一般承継人であること又は同条の届出をした者から当該土砂等の埋立て等を行う権原を取得したことを証する書面
（命令） 第二十六条 知事は、埋立て等を使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該土砂等の埋立て等について第九条の許可を受けた者に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。 2 知事は、第九条又は第十五条第一項の規定に違反して許可を受けないで土砂等の埋立て等を行った者に対し、相当の期限を定めて、当該埋立て等を使用された土砂等の全部又は一部を撤去するとともに、必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。 3 知事は、第二十四条第三項又は第二十七条第二項に規定する者が、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じないときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 4 知事は、第九条の許可に係る土砂等の埋立て等が、第十四条第一項第五号、第六号又は第八号に適合しないと認めるときは、当該許可を受けた者（前項の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。 5 知事は、第九条の許可に係る埋立て等区域外への排水が水質基準に適合しないことを確認したときは、当該許可を受けた者に対し、その原因の調査その他当該許可に係る土砂等の埋立て等により生じ、又は生じるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。	
第二十六条の二 知事は、第九条の二又は第十五条の二第一項の規定に違反して届出をせずに土砂等の埋立て等を行った者に対し、相当の期限を定めて、当該埋立て等を使用された土砂等の全部又は一部を撤去するとともに、必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。	

<u>2 知事は、第九条の二の届出に係る埋立て等区域外への排水が水質基準に適合しないこと又は埋立て等区域内の土壌が土砂基準に適合しないことを確認したときは、当該届出をした者に対し、その原因の調査その他当該届出に係る土砂等の埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該届出に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。</u>	
(許可の取消し等) 第二十七条 知事は、第九条の許可を受けた者が次の各号（第九号を除く。）のいずれかに該当するときは当該許可を取り消し、又は次の各号（第一号、第五号から第七号まで及び第十号を除く。）のいずれかに該当するとき<u>若しくは第九条の二の届出をした者が次の各号（第一号、第三号から第八号まで及び第十号を除く。）のいずれかに該当するときは</u>相当の期間を定めて当該許可<u>又は届出</u>に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。 一 第八条第二項又は第三項の規定による命令に違反したとき。 二 偽りその他不正の手段により第九条の許可、第十五条第一項の変更許可<u>若しくは第二十五条第一項の承認を受けたとき又は第九条の二の届出、第十五条の二第一項の変更の届出若しくは第二十五条の二第二項の承継の届出をしたとき。</u> 三 正当な理由なく、第九条の許可を受けた日から起算して一年を経過した日までに当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手しないとき。 四 第九条の許可に基づき土砂等の埋立て等に着手した後、正当な理由なく、一年以上引き続き当該許可に係る土砂等の埋立て等を行わないとき。 五 第十四条第一項第一号イ、二、ホ又はへに該当するに至ったとき。 六 第十四条第一項第一号トからリまで（同号イ、二、ホ又はへに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。 七 第十五条第一項の変更許可を受けなければならない事項を同項の変更許可を受けないで変更したとき。 八 <u>第十四条第二項</u>（第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。 九 第十八条から第二十二条までの規定に違反したとき。 十 <u>第二十六条</u>及びこの項の規定による命令に違反したとき。 2 前項の規定により第九条の許可の取消しを受けた者は、当該取消しに係る土砂等の埋立て等使用了れた土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じなければならない。	
第五章 土地の所有者の義務	
(土砂等の埋立て等に係る土地の所有者の義務) 第二十八条 第十条<u>又は第十条の二</u>の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂等の埋立て等が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、その施工の状況を確認し	(土地の所有者による土砂等の埋立て等の施工状況の確認) 第二十七条 土砂条例第二十八条第一項の規定による施工の状況の確認は、次の各号に掲げる事項について、当該施工に係る埋立て等区域において、毎月一回以上、行わなければならない。

なければならない。 2 第十条又は<u>第十条の二</u>の同意をした土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、第九条の許可若しくは第十五条第一項の変更許可の内容（第十条の同意をした場合におけるものに限る。次条第一項第一号において同じ。）又は<u>第九条の二の届出若しくは第十五条の二第一項の変更の届出の内容（第十条の二の同意をした場合におけるものに限る。第二十九条の二第一項第一号において同じ。）</u>と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該埋立て等を行う者に対し当該埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。	一 当該施工の状況が土砂条例第十条各項又は<u>土砂条例第十条の二各項</u>の規定による説明を受けた内容に相違していないこと。 二 当該埋立て等区域において土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと（<u>土砂条例第十条の同意をした場合に限る。</u>）。 2 前項の場合において、当該埋立て等区域において確認することが困難な事情があるときは、土砂条例第二十八条第一項に規定する土地の所有者は、他の者に確認させることにより行うことができる。
（土砂等の埋立て等に係る土地の所有者に対する勧告及び命令） 第二十九条 知事は、第二十六条（第二項を除く。）の規定による命令（土砂等の埋立て等の停止の命令を除く。）をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂等の埋立て等について第十条の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。 一 前条第一項の規定による確認（当該確認を行うべき時期において、第九条の許可又は第十五条第一項の変更許可の内容と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていた場合のものに限る。）を怠った者 二 前条第二項の規定による報告を怠った者 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。	
<u>第二十九条の二 知事は、第二十六条の二の規定により、必要な措置を講ずべきことを命じたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂等の埋立て等について第十条の二の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。</u> <u>一 第二十八条第一項の規定による確認（当該確認を行うべき時期において、第九条の二の届出又は第十五条の二第一項の変更の届出の内容と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていた場合のものに限る。）を怠った者</u> <u>二 第二十八条第二項の規定による報告を怠った者</u> <u>2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。</u>	
第六章 土砂等搬入禁止区域	
（土砂等搬入禁止区域の指定） 第三十条 知事は、埋立て等区域（三千平方メートル未満のものを除く。）及びその周辺の区域において土砂等の埋立て等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認め	（土砂等搬入禁止区域の指定の公示） 第二十八条 土砂条例第三十条第二項（土砂条例第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、県公報

られる場合であつて、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該埋立て等区域及びその周辺の区域を、六月を超えない範囲で期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域（以下「土砂等搬入禁止区域」という。）として指定することができる。<u>ただし、宅地造成及び特定盛土等規制法第十条第一項の規定により指定された宅地造成等工事規制区域又は同法第二十六条第一項の規定により指定された特定盛土等規制区域で行う土砂等の埋立て等については、この限りでない。</u> 2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。 3 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示をもって効力を生ずる。 4 知事は、第一項の規定による土砂等搬入禁止区域の指定の期間が満了する時点において、いまだ指定の事由がなくなっていないと認めるときは、当該指定に係る区域について、当該指定に係る区域を管轄する市町長から意見を聴取した上で、再度同項の規定により土砂等搬入禁止区域として指定することができる。 5 知事は、第一項の規定による指定の準備をするため必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、他人の占有する土地に立ち入らせ、測量又は調査を行わせることができる。 6 知事は、第一項の規定による指定をしたときは、その職員に、他人の占有する土地に立ち入らせ、土砂等搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。 7 前二項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。	により行うものとする。 一 土砂等搬入禁止区域を指定する場合 土砂等搬入禁止区域の位置、区域及び面積、指定の期間並びに指定の理由 二 土砂等搬入禁止区域の指定を解除する場合 土砂等搬入禁止区域の位置、区域及び面積
（土砂等の搬入の禁止） 第三十一条 何人も、土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入してはならない。	
（土砂等搬入禁止区域の解除） 第三十二条 知事は、土砂等搬入禁止区域の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該土砂等搬入禁止区域の指定を解除するものとする。 2 第三十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。	
第七章 雑則	
（報告の徴収及び立入等） 第三十三条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等の埋立て等についてあつせんを行う者、埋立て等が行われる土砂等を販売、排出、製造、処理、運搬若しくは保管する者又は土砂等の埋立てが行われる土地の所有者に対し、土砂等の発生、製造、保管、埋立てその他必要な事項について報告を求めることができる。 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等の埋立て等についてあつせんを行う者、埋立て等が行われる土砂等を販売、排出、製造、処理、運搬若しくは保管する者又は土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者の事務所、事業場その他その業	（身分証） 第二十九条 土砂条例第三十三条第三項に規定する証明書は、身分証明書（様式第二十一号）とする。

務を行う場所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土砂等若しくは排水を無償で収去させ、又は関係者に質問させることができる。 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 4 第二項の規定による立入検査、収去及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
(公表) 第三十四条 知事は、<u>第二十六条、第二十六条の二</u>又は第二十七条第一項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。	
(許可等に関する意見聴取等) 第三十五条 知事は、<u>第九条</u>の許可若しくは<u>第十五条</u>第一項の変更許可又は<u>第二十五条</u>第一項の承認をしようとするときは、<u>第十四条</u>第一項第一号ホからリまでのいずれかに該当する事由（同号トからリまでのいずれかに該当する事由にあつては、同号ホ又はヘに係るものに限る。次項において同じ。）の有無について、警察本部長の意見を聴くものとする。 2 知事は、<u>第二十七条</u>第一項の規定による処分をしようとするときは、<u>第十四条</u>第一項第一号ホからリまでのいずれかに該当する事由の有無について、警察本部長の意見を聴くことができる。 3 知事は、前二項に規定するもののほか、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係市町に対し、照会し、又は協力を求めることができる。	
(市町の条例との調整) 第三十六条 土砂等の適正な処理に関して、この条例と同等以上の効果が得られるものとして知事が認める内容を有する条例を制定している市町であつて規則で定めるところにより指定するものの区域については、この条例の規定は、適用しない。	
(手数料) 第三十七条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に掲げる手数料を納付しなければならない。 一 <u>第九条</u>の許可を受けようとする者 許可申請手数料 一件につき 六万八千円 二 <u>第十五条</u>第一項の変更許可を受けようとする者 変更許可申請手数料 一件につき 四万二千円 三 <u>第二十五条</u>第一項の承認を受けようとする者 承継承認申請手数料 一件につき 四万二千円	

(規則への委任) 第三十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	(書類の提出部数) 第三十条 土砂条例の規定により知事に提出する書類の部数は、正本一部及び副本二部とする。
第八章 罰則	
(罰則) 第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一 第八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者 二 <u>第九条、第九条の二、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第二十五条第一項又は第二十五条の二第二項</u>の規定に違反して、<u>第九条の許可、第十五条第一項の変更許可若しくは第二十五条第一項の承認を受けず、又は第九条の二の届出、第十五条の二第一項の変更の届出若しくは第二十五条の二第二項の承継の届出をせずに土砂等の埋立て等を行った者</u> 三 偽りその他不正の手段により、<u>第九条の許可、第十五条第一項の変更許可若しくは第二十五条第一項の承認を受けた者又は第九条の二の届出、第十五条の二第一項の変更の届出若しくは第二十五条の二第二項の承継の届出をした者</u> 四 第二十六条第一項から第四項まで<u>又は第二十六条の二第一項</u>の規定による命令に違反した者	
第四十条 第二十六条第五項<u>又は第二十六条の二第二項</u>の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。	
第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第二十九条第二項<u>又は第二十九条の二第二項</u>の規定による命令に違反した者 二 第三十一条の規定に違反して土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入した者	
第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。 一 第十八条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 二 第十九条の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳を作成せず、又は同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者 三 第二十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 四 第二十一条第一項の規定に違反して、同項の水質調査を行わず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者 五 第二十一条第二項の規定に違反して、同項の水質調査又は土壌の汚染状況の調査を行わず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者 六 第二十一条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 七 第二十二条第一項の規定に違反して、同項の標識を掲示しなかった者 八 第二十二条第二項の規定に違反して、同項の境界標を設けなかった者	

九 第三十三条第一項の報告をせず、又は同項の報告について虚偽の報告をした者 十 第三十三条第二項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者				
第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項（第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二 第二十三条第二項の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳又は書類の写しを保存しなかった者				
（両罰規定） 第四十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。				
附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。 （経過措置） 2 この条例の施行の際現に土砂等の埋立て等を行っている者については、この条例の公布の日から起算して一年を経過する日までの間は、第九条の規定は、適用しない。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。 3 この条例の施行の際現に法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分で規則で定めるもの（以下この項において「許可等」という。）を受けている者が行う当該許可等に係る土砂等の埋立て等については、当該許可等に係る期間が満了する日までの間は、第四章の規定は、適用しない。 附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和七年五月二十六日から施行する。 （経過措置） 2 この条例の施行の際現に第九条の許可を受けている者が行う当該許可等に係る土砂等の埋立て等については、当該許可に係る期間が満了する日までの間は、なお従前の例による。 （刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正） 3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和六年三重県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。 第二十七条のうち三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第三十九条の改正規定中 <table><tr><td>二 第九条、第十五条第一項又は第二十五条第一項の規定に違反して、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可、又は第二十五条</td><td>二 第九条、第十五条第一項又は第二十五条第一項の規定に違反して、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可、又は第二十五条</td></tr></table>		二 第九条、第十五条第一項又は第二十五条第一項の規定に違反して、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可、又は第二十五条	二 第九条、第十五条第一項又は第二十五条第一項の規定に違反して、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可、又は第二十五条	（土砂条例附則第三項の規則で定める法令等の処分） 第三十一条 土砂条例附則第三項の規則で定める処分は、次に掲げるものとする。 一 森林法第十条の二第一項又は第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可 二 地すべり等防止法第十八条第一項の許可 三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第七条第一項の許可 四 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条の認可 五 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条の認可 六 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項の許可 七 三重県砂防指定地等管理条例第四条第一項の許可 八 三重県土採取規制条例第四条の認可 附 則 この規則は、令和二年四月一日から施行する。 附 則（令和二年四月七日三重県規則第四十七号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和三年一月八日三重県規則第五号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。 附 則（令和三年三月九日三重県規則第四十五号） この規則は、令和三年四月一日から施行する。 附 則（令和三年七月六日三重県規則第百二十二号）
二 第九条、第十五条第一項又は第二十五条第一項の規定に違反して、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可、又は第二十五条	二 第九条、第十五条第一項又は第二十五条第一項の規定に違反して、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可、又は第二十五条			

<u>第一項の承認を受けずに土砂等の埋立て等を行ったとき。</u>	<u>第一項の承認を受けずに土砂等の埋立て等を行った者</u>
<u>三 偽りその他不正の手段により、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可又は第二十五条第一項の承認を受けたとき。</u>	<u>三 偽りその他不正の手段により、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可又は第二十五条第一項の承認を受けた者</u>
<u>四 第二十六条第一項から第四項までの規定による命令に違反したとき。</u>	<u>四 第二十六条第一項から第四項までの規定による命令に違反した者</u>

を

「

<u>二 第九条、第九条の二、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第二十五条第一項又は第二十五条の二第二項の規定に違反して、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可若しくは第二十五条第一項の承認を受けず、又は第九条の二の届出、第十五条の二第一項の変更の届出若しくは第二十五条の二第二項の承継の届出をせずに土砂等の埋立て等を行ったとき。</u>	<u>二 第九条、第九条の二、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第二十五条第一項又は第二十五条の二第二項の規定に違反して、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可若しくは第二十五条第一項の承認を受けず、又は第九条の二の届出、第十五条の二第一項の変更の届出若しくは第二十五条の二第二項の承継の届出をした者</u>
<u>三 偽りその他不正の手段により、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可若しくは第二十五条第一項の承認を受けたとき又は第九条の二の届出、第十五条の二第一項の変更の届出若しくは第二十五条の二第二項の承継の届出をしたとき。</u>	<u>三 偽りその他不正の手段により、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可若しくは第二十五条第一項の承認を受けた者又は第九条の二の届出、第十五条の二第一項の変更の届出若しくは第二十五条の二第二項の承継の届出をした者</u>
<u>四 第二十六条第一項から第四項まで又は第二十六条の二第一項の規定による命令に違反したとき。</u>	<u>四 第二十六条第一項から第四項まで又は第二十六条の二第一項の規定による命令に違反した者</u>

に改める。

第二十七条のうち三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第四十条の改正規定中

「

<u>第四十条 第二十六条第五項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、</u>	<u>第四十条 第二十六条第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円</u>
---	--

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年三月二十二日三重県規則第十三号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第二第五号の改正規定は、令和五年五月二十六日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年五月二十六日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和元年三重県条例第二十六号）第九条の許可を受けている者が行う土砂等の埋立て等に関するこの規則の適用についてはなお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

<u>一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</u>	<u>以下の罰金に処する。</u>
--------------------------------	-------------------

を

「

<u>第四十条 第二十六条第五項又は第二十六条の二第二項の規定による命令に違反したとき</u>	<u>第四十条 第二十六条第五項又は第二十六条の二第二項の規定による命令に違反した者は、</u>
<u>は、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</u>	<u>一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</u>

に改める。

第二十七条のうち三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第四十一条の改正規定中

「

<u>一 第二十九条第二項の規定による命令に違反したとき。</u>	<u>一 第二十九条第二項の規定による命令に違反した者</u>
-----------------------------------	---------------------------------

を

「

<u>一 第二十九条第二項又は第二十九条の二第二項の規定による命令に違反したとき。</u>	<u>一 第二十九条第二項又は第二十九条の二第二項の規定による命令に違反した者</u>
---	---

に改める。

第二十七条のうち三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第四十三条の改正規定中

「

<u>一 第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</u>	<u>一 第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u>
--	--

を

「

<u>一 第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項（第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし</u>	<u>一 第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項（第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし</u>
--	--

<u>たとき。</u>	<u>た者</u>	
<u>に改める。</u>		